



令和4年11月16日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
廃棄物対策課	資源循環推進監 資源循環推進係	佐藤 優子 西本美菜子	内線 2711
			直通 058-272-8214
			Fax 058-278-2607

「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」を募集します ～プラスチック資源循環の促進～

県では、脱炭素、大気汚染や海洋汚染の防止などを通じた持続可能な社会・自然環境の構築に向けて、事業者、県民、行政が一体となってプラスチック資源の循環を促進しています。

そのため、「ぎふプラごみ削減モデルショップ制度」を「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」登録制度に全面リニューアルし、使い捨てプラスチックの使用合理化、再生材やバイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替などプラスチック資源の循環に取組む全ての事業者を対象に、登録事業者を募集します。

記

1 名称：「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」

2 目的：

- (1) プラスチックは県民生活に欠かせない大切な資源であるとの認識のもと、岐阜県内の事業者、県民、行政が一体となって、オール岐阜でプラスチック資源の循環を促進し、脱炭素、大気汚染や海洋汚染の防止などを通じて持続可能な社会・自然環境を構築していくため、全業種を対象に、こうした取組みを行う事業所の登録制度を創設。
- (2) 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度（令和元年11月創設）は、飲食店・小売店を中心に登録店舗数981となりましたが、プラスチック資源循環促進法等を踏まえ、製造業などより幅広い業種の事業者を対象に取組みが進むよう、登録要件を具体化・拡充し、名称を含め、制度の全面リニューアル。

3 スケジュール

募集開始 令和4年11月16日（水）

初回登録の店舗・事業者公表 令和5年1月下旬（予定）

※ 登録事業所には、知事名の登録証を交付するとともに、県ホームページに掲載し、各店舗・事業所にはステッカーを配布するなど、県から積極的にPRします。

※ 公表以降も、募集は継続します。

4 募集要件

プラスチック資源循環を促進するため、次の取組みを1つ以上行う事業者を募集します。

社を挙げてプラスチック資源循環に資する取組みを実践する事業所、全業種を登録対象とします。

取組内容	具体例	対象事業所
使い捨てプラスチックの使用合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、かみそり、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー、レジ袋の使用合理化 ・環境に配慮した容器の導入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等 ・飲食店等 ・クリーニング店等
再生材や、バイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ストローへ変更 ・バイオプラスチック配合レジ袋の使用 ・再生可能資源を原料とした製品の製造 ・生分解性プラスチックの開発・研究 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等 ・スーパー等 ・製造業等
使用済みプラスチック資源のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・食品トレイ、ペットボトルの回収 ・プラスチックごみの分別・適正処理 ・再生プラスチックを使用した製品の製造・販売 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等 ・全業種 ・製造業、小売店等
その他プラスチック資源循環に資する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員へのマイバックやマイボトルの使用促進 ・プラスチックごみ削減に関する啓発 ・海洋プラスチックごみ対策としてのボランティア清掃 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・全業種

※ 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録事業所は、岐阜県プラスチック・スマート事業所とみなし、県から新制度登録要件確認に関する文書を順次発送します。

※ 登録の有効期間は3年。募集要件は、3年を目途に見直しを行う予定です。

5 申込方法

申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールにて申し込みください。

申込書は、県庁廃棄物対策課で配布するほか、県ホームページからも入手できます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/258045.html>

岐阜県 ぎふプラスマ

Web 検索



県ホームページ
二次元コード

<申 込 先> 〒500-8570 (住所不要)

岐阜県庁 廃棄物対策課資源循環推進係

FAX: 058-278-2607

メール: c11225@pref.gifu.lg.jp

〔※令和5年1月7日以降、新庁舎移転のため電話番号及びFAX番号は変更となります。新しい番号は上記県ホームページにてお知らせします。〕

6 登録目標

1, 500店舗・事業所 (令和12年度末) (※現時点 981店舗・事業所)

7 その他

本制度内容等については「岐阜県プラスチック資源循環推進懇談会」(※)において検討を行いました。

※同懇談会は、プラスチック資源循環を実現するための具体的方策を検討することを目的に、関係団体等と連携して、令和3年4月に設置。参加者は次のとおり。

(懇談会参加者)

岐阜県プラスチック工業組合、岐阜プラスチック工業株式会社、アテナ工業株式会社、株式会社バローホールディングス、生活協同組合コープぎふ (順不同)

(参考)

配布ステッカー

